

## 令和元年度宍粟市特定事業主行動計画の取組状況の公表について

急速な少子化の進行等に伴い、公共機関等がそれぞれの立場で次代を担う子どもたちの健全な育成、子育てと仕事の両立に向けた取組等を実施していくことを目的として、国は、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を成立させました。

宍粟市では、中山間地域の過疎が進み、少子化対策が喫緊の課題となっているなかで、宍粟市役所においても、この法律に基づき、職員が自らの子どもの健やかな育成のために十分な役割を果たせるような環境を整えるため、宍粟市特定事業主行動計画「第3次しそうささゆりプラン」を策定し実施しています。

令和元年度の宍粟市特定事業主行動計画「第3次しそうささゆりプラン」に係る取組内容及び実績を、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第5項に基づき公表します。

### 1. 子育てに関する制度の周知と情報提供

- 出産・子育てに関する制度を記載した子育てハンドブックを、府内ウェブで職員へ配信しました。
- 平成30年度に引き続き、専門的な知識を有する職員を子育てアドバイザーに任命し、子育てに関する相談等ができる体制を整えました。
- 職員（又はその配偶者）の妊娠・出産したことを把握した場合は、個別に人事担当者が相談に応じ、育児休業等の制度・手続について説明を行いました。
- 各種休暇・休業制度の取得状況は、下表のとおりです。

産前・産後休暇の取得人数は15人であるのに対し、妊産婦の通院休暇を取得する職員は、令和元年度は0人であったため、再度制度の周知に努めています。

また、男性の制度利用については、配偶者の出産補助休暇は4人、育児参加のための休暇については5人の取得がありましたが、それぞれ未だ取得人数が少なく、制度の周知に努めます。

例年同様、産前・産後休暇、育児休業については、職員への認知度も高いようですが、他の制度については、引き続き制度の周知に努めています。

#### ◆子育てに係る各種休暇・休業制度の取得状況（令和元年度）

区分	男性	女性	合計
妊産婦の通院休暇	—	0人	0人
産前・産後休暇	—	15人	15人
産後パパ休暇	0人	—	0人
配偶者の出産補助休暇	4人	—	4人
男性の育児参加のための休暇	5人	—	5人
育児休業	1人	23人	24人
育児休業法による部分休業	0人	5人	5人
子の看護休暇	10人	6人	16人
短時間勤務	0人	1人	1人

## 2. 介護に関する制度の周知と情報提供

- 各種休暇・休業制度の取得状況は、下表のとおりです。

介護に関する制度については、制度の周知が必要と思われますので、引き続き制度の周知に努めています。

### ◆介護に係る各種休暇・休業制度の取得状況（令和元年度）

区分	男性	女性	合計
短期介護休暇（特別休暇）	2人	1人	3人
介護休暇	0人	0人	0人
介護時間	0人	0人	0人

## 3. 子育てを支援するための職場環境づくり

- 産前・産後休暇中及び育児休業取得中の職員が希望する必要な情報提供を行いました。
- 職員が育休等を取得できるように、その代替となる職員を確保しました。

## 4. 子育て機会の充実及び参加促進支援

- 毎週水曜日をノー残業デーとし、17時45分に一斉消灯を行い、定時退庁を励行しました。
- 每月19日を育児の日に設定し、庁内ウェブで当日またはその前後の日の休暇取得を励行しました。
- 令和元年6月1日から9月30日までの間、水曜日以外に週に1日多くノー残業デーとする「プラスワンデー」を設定し、定時退庁を励行しました。